

# 議 案 参 考 資 料

平成 29 年 3 月 定例会

## (目 次)

- 大村市個人情報保護条例(新旧対照表)(第1条関係)(第1号議案関係)(1)
- 大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(新旧対照表)(第2条関係)(第1号議案関係)……………(2)
- 職員のサービスの宣誓に関する条例(新旧対照表)(第2号議案関係)……………(3)
- 大村市介護保険条例の改正概要(第3号議案関係)……………(4)
- 大村市介護保険条例(新旧対照表)(第3号議案関係)……………(5)
- 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正概要(第4号議案関係)……………(6)
- 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(新旧対照表)(第4号議案関係)……………(7)
- 大村市特別会計条例(新旧対照表)(第1条関係)(第5号議案関係)……………(8)
- 大村市下水道条例(新旧対照表)(第2条関係)(第5号議案関係)……………(9)
- 大村市農業集落排水施設条例(新旧対照表)(第3条関係)(第5号議案関係)……………(10)
- 長崎県市町村総合事務組合同規約(新旧対照表)(第6号議案関係)……………(11)
- 土地の買入れ位置図(第7号議案関係)……………(14)
- 工事委託契約の変更について(第8号議案関係)……………(15)
- 工事施工に関する基本協定の変更について(第9号議案関係)……………(16)
- 公用車の物損事故について(報告第1号関係)……………(17)

大村市個人情報保護条例（新旧対照表）（第1条関係）

<p>改正後</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のい          ずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところに          より、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に          定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項から第3項までの規定に違反して収集されてい          るとき、又は第9条若しくは第9条の2第1項及び第2項の規          定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違          反して収集され、若しくは保管された特定個人情報ファイル（番          号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番          号法第29条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）          に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消          去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>改正前</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のい          ずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところに          より、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に          定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項から第3項までの規定に違反して収集されてい          るとき、又は第9条若しくは第9条の2第1項及び第2項の規          定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違          反して収集され、若しくは保管された特定個人情報ファイル（番          号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番          号法第28条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）          に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消          去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
 条例（新旧対照表）（第2条関係）

<p>改正後</p>	<p>(趣旨)          第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)          第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供する          ことができない場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機          関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に          掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個          人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報          提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>
<p>改正前</p>	<p>(趣旨)          第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するた          めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下          「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及          び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必          要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)          第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供する          ことができない場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機          関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に          掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個          人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報          提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

職員の服務の宣誓に関する条例（新旧対照表）

<p>改正後</p>	<p>(趣旨)                  第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法を尊重し、並びに法令、例規及び規程を遵守することを固く誓います。</p> <p>私は、市民の信頼に応えるため、地方自治の本旨にのっとり、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚するとともに、全体の奉仕者、特に市民の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 印</p>
<p>改正前</p>	<p>(目的)                  第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>宣誓書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体ずるとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 印</p>

## 大村市介護保険条例の改正概要（第3号議案関係）

### 1 改正の理由

生活保護受給者等の介護保険料について、平成27年度及び平成28年度において軽減措置を講じているが、これを平成29年度まで延長するものである。

### 2 介護保険料の軽減措置の内容

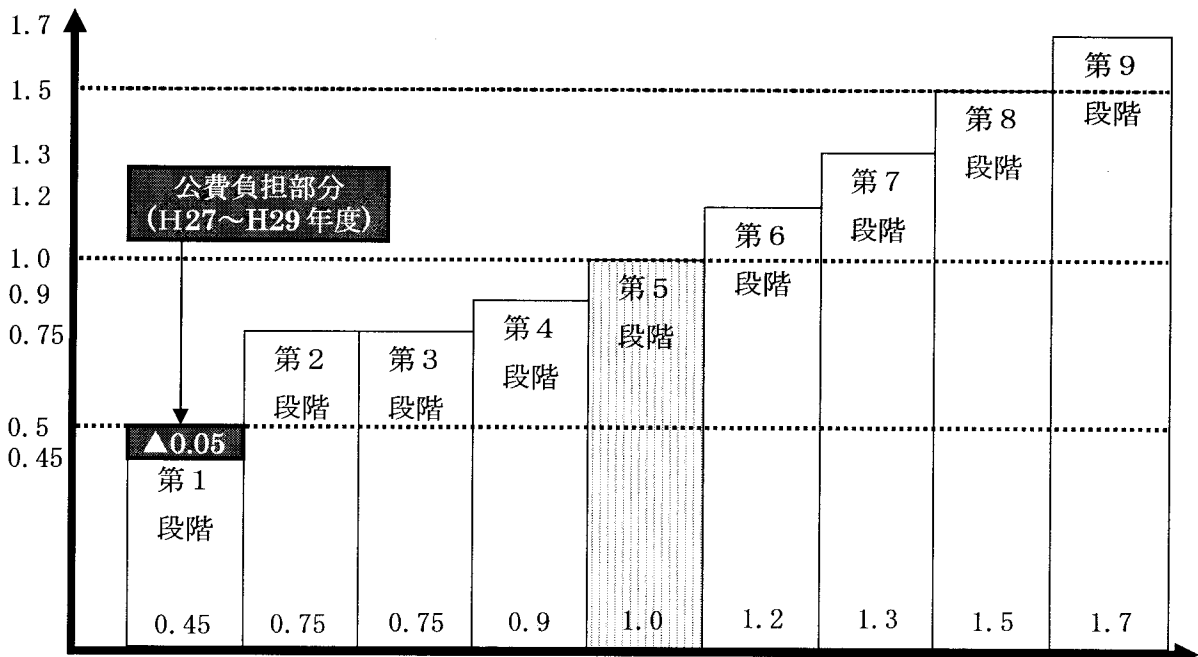
次のとおり対象者の要件に該当する者について、保険料率を0.05ポイント引き下げる軽減措置を講じている。

所得階層	対象者の要件	軽減前		軽減後	
		保険料率	介護保険料 (月額)	保険料率	介護保険料 (月額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等及び世帯全員が住民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下等	0.50	33,600円 (2,800円)	0.45	30,240円 (2,520円)

### 3 介護保険料の所得段階別保険料率

生活保護受給者等の介護保険料の軽減措置に伴う減収分については、国・県・市の公費負担により補填する。

(保険料基準額に対する割合)



### 4 施行日

平成29年4月1日

大村市介護保険条例 (新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(保険料)            第3条 略            2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、30,240円とする。</p>	<p>(保険料)            第3条 略            2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、30,240円とする。</p>

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の改正概要（第4号議案関係）

1 改正の理由

地域包括支援センターに置く職員に関する基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で定める基準に従って市の条例で定めており、当該省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

主任介護支援専門員の資質の向上を図るため、主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）が創設された。

このため、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員に、主任介護支援専門員研修又は更新研修を修了した日から5年を超えない期間ごとに更新研修を修了することを義務付ける。

地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の基準

改正前	改正後
主任介護支援専門員研修を修了した者	主任介護支援専門員研修を修了した者であって、5年を超えない期間ごとに更新研修を修了したもの

3 経過措置

平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者が更新研修を修了しなければならない時期は、次のとおりとする。

主任介護支援専門員研修の修了時期	更新研修の修了時期
平成23年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回 平成31年3月31日まで</li> <li>・2回目以降 平成31年3月31日以降5年を超えない期間ごと</li> </ul>
平成24年度 平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回 平成32年3月31日まで</li> <li>・2回目以降 平成32年3月31日以降5年を超えない期間ごと</li> </ul>

4 施行日

公布の日

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>



大村市特別会計条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前										
<p>(設置) 第1条 本市が設置する特別会計は、法令の規定により設置するものを除くほか、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 1153 614 2072"> <thead> <tr> <th>会計の区分</th> <th>事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業団地整備事業特別会計</td> <td>工業団地整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	会計の区分	事業の種類	工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業	<p>(設置) 第1条 本市が設置する特別会計は、法令の規定により設置するものを除くほか、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 168 646 1086"> <thead> <tr> <th>会計の区分</th> <th>事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易水道事業特別会計</td> <td>簡易水道事業</td> </tr> <tr> <td>工業団地整備事業特別会計</td> <td>工業団地整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	会計の区分	事業の種類	簡易水道事業特別会計	簡易水道事業	工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業
会計の区分	事業の種類										
工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業										
会計の区分	事業の種類										
簡易水道事業特別会計	簡易水道事業										
工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業										

大村市下水道条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(使用料の減免等)            第15条の6 略            2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入する場合は、その者の使用料から1月分当たり50円を減額するものとする。ただし、口座振替の方法により給水条例第25条第1項に規定する料金を納入する場合は、25円を減額するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(使用料の減免等)            第15条の6 略            2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入する場合は、その者の使用料から1月分当たり50円を減額するものとする。ただし、口座振替の方法により給水条例第25条第1項に規定する料金（大村市簡易水道条例（昭和54年大村市条例第3号）第13条において準用する場合を含む。）を納入する場合は、25円を減額するものとする。</p> <p>3 略</p>

大村市農業集落排水施設条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(汚水量の算定)</p> <p>第16条 使用者が排除した汚水量は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、大村市水道事業給水条例（昭和34年大村市条例第24号。以下「給水条例」という。）第18条又は第27条及び第27条の2の規定により算定した水量とする。ただし、その他の水道水を使用した場合は、その使用水量とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入する場合は、その者の使用料から1月分当たり50円を減額するものとする。ただし、口座振替の方法により給水条例第25条第1項に規定する料金を納入する場合は、25円を減額するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(汚水量の算定)</p> <p>第16条 使用者が排除した汚水量は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、大村市水道事業給水条例（昭和34年大村市条例第24号。以下「給水条例」という。）第18条又は第27条及び第27条の2（大村市簡易水道条例（昭和54年大村市条例第3号。以下「簡易水道条例」という。）第13条において準用する場合を含む。）の規定により算定した水量とする。ただし、その他の水道水を使用した場合は、その使用水量とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 管理者は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入する場合は、その者の使用料から1月分当たり50円を減額するものとする。ただし、口座振替の方法により給水条例第25条第1項に規定する料金（簡易水道条例第13条において準用する場合を含む。）を納入する場合は、25円を減額するものとする。</p> <p>3 略</p>

長崎県市町村総合事務組合規約（新旧対照表）

改正後	<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する組合市町村</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県南広域環境組合、北松北部環境組合、県中央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> <p>別表第2（第3条、第13条～第16条関係） 組合の共同処理する事務と団体</p> <p>第3条第1号 に関する事務</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>
-----	---

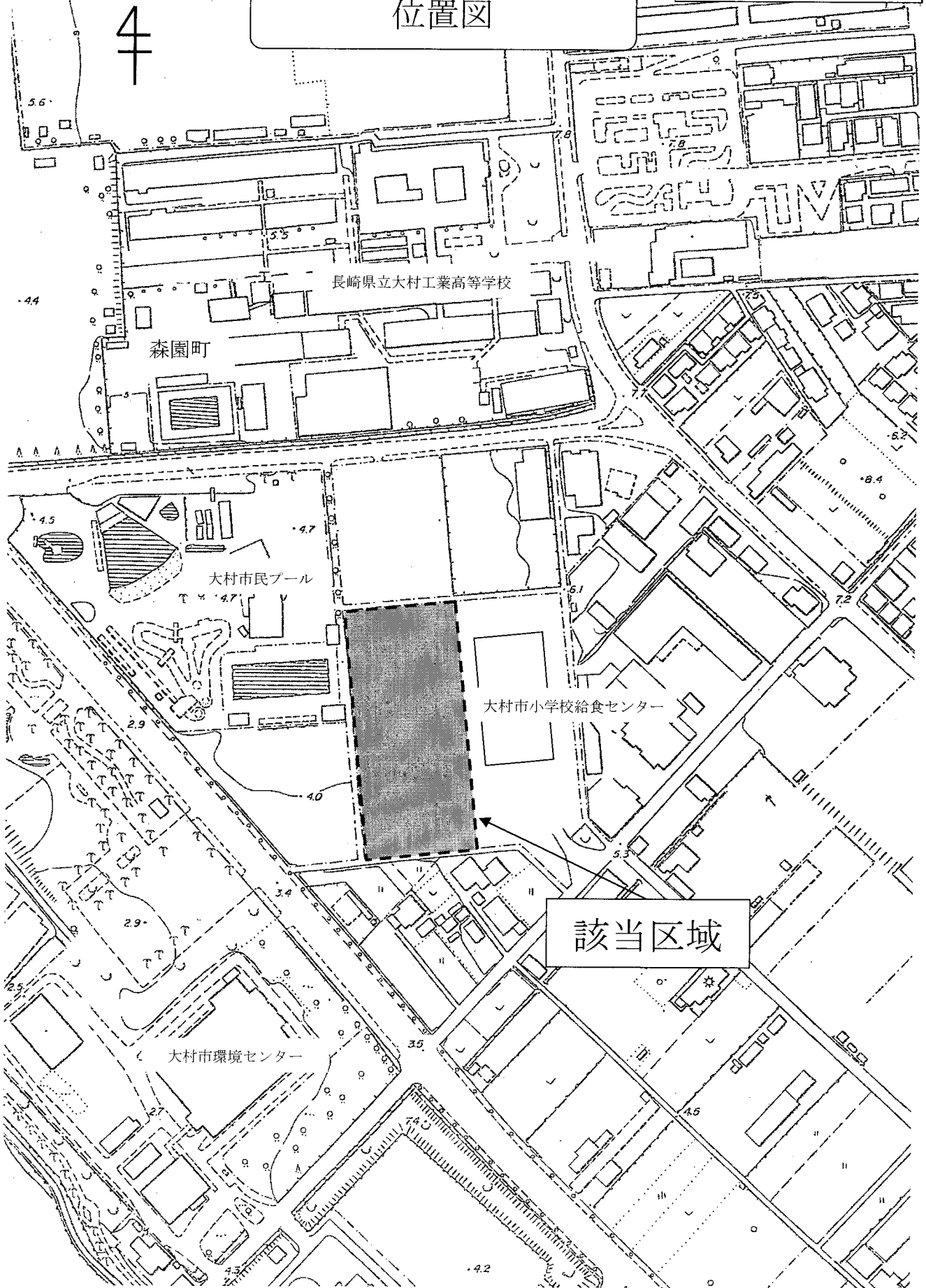
改正前	<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する組合市町村</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、島原地域広域市町村圏組合、県南広域環境組合、北松北部環境組合、県中央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p> <p>別表第2（第3条、第13条～第16条関係） 組合の共同処理する事務と団体</p> <p>第3条第1号 に関する事務</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、島原地域広域市町村圏組合、県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合</p> <p>ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。</p>
-----	---

改正後	改正前
<p>第3条第2号から第8号までに関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第2号から第8号までに関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第9号に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p>	<p>第3条第9号に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、南高北部環境衛生組合、島原地域広域市町村圏組合、県央南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合</p>
<p>第3条第10号に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第10号に関する事務</p> <p>島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第11号に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第11号に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>

改正後	改正前
<p>第3条第12号アに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、          壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、          長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見          町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第12号アに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、          壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、          長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見          町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第12号イに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、          壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、          長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見          町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>	<p>第3条第12号イに関する事務</p> <p>島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、          壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、          長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見          町、小値賀町、佐々町、新上五島町</p>
<p>第3条第13号に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、          五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、          時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値          賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福          祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広          域市町村圏組合、県央南広域環境組合、北          松北部環境組合</p>	<p>第3条第13号に関する事務</p> <p>島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、          五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、          時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値          賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福          祉組合、雲仙・南島原保健組合、<b>南高北部環          境衛生組合</b>、島原地域広域市町村圏組合、<b>県          央南広域環境組合</b>、北松北部環境組合</p>

位置図

4



該当区域

工事委託契約の変更について（第8号議案関係）

- 1 契約の目的 「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）建築主体工事等委託
- 2 契約の相手方 長崎市江戸町2番13号  
長崎県知事 中村 法道
- 3 竣工期限 平成31年3月31日
- 4 変更理由 長崎県が実施した入札の結果により、契約金額が減額となるもの



工事施工に関する基本協定の変更について（第9号議案関係）

- 1 工 事 名 高縄手橋架替工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局  
局長 小平田 浩司
- 3 竣 工 期 限 平成31年3月31日
- 4 主な変更理由 (1) 現地の土質が想定と異なっていたため、橋台基礎杭の施工方法を変更する。  
(2) 現地の地下水位が想定と異なっていたため、橋台部施工時の土留施工方法を変更する。  
(3) 国道迂回路に使用している盛土材について、撤去時に現場付近での流用を想定していたが、需要が見込めないため処分することとする。
- 5 経 過

	協定金額	変更金額
当初（平成27年5月13日議決）	314,485,699円	—
前回（平成28年6月30日議決）	328,821,399円	14,335,700円
今回	377,258,643円	48,437,244円

## 公用車の物損事故について（報告第1号関係）

### 1 経緯

平成28年11月30日午後0時35分頃、本市市民環境部職員が長崎県庁の駐車場内において、公用車を後進させた際、駐車していた[REDACTED]（以下「相手方」という。）使用の普通貨物車の右後部と接触し、損傷を与えた。

### 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が後方の確認に気を取られ、左前方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、次の内容により示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額124,664円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

事故発生場所

至長崎市役所

県庁前交差点

駐車場

県庁本館

県庁第2別館

県庁第1別館

駐車棟

詳細図

